

平成21年度
から

介護保険料を改正

介護保険制度が定着し、介護サービスの利用増が見込まれることから、介護保険事業計画の見直しに際し、平成21年度から平成23年度までの介護保険料が変わります。

なお、介護報酬引き上げ改定に伴う介護保険料の上昇分に対しては、急激な上昇を抑制するため、平成21年度は全額、平成22年度は半額が国の交付金で賄われます。

■甲賀市の基準額 月額3,600円（年額43,200円）

（単位：円）

新段階 (H21年度～)	旧段階 (H18年度～)	対象者	月額保険料(年額保険料)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	第1段階	生活保護受給者もしくは老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	1,753 (21,036)	1,776 (21,312)	1,800 (21,600)
第2段階	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の場合	1,753 (21,036)	1,776 (21,312)	1,800 (21,600)
第3段階	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない場合	2,629 (31,548)	2,664 (31,968)	2,700 (32,400)
第4段階	第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	3,506 (42,072)	3,552 (42,624)	3,600 (43,200)
第5段階	第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の場合	3,961 (47,532)	4,013 (48,156)	4,068 (48,816)
第6段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の場合	4,382 (52,584)	4,440 (53,280)	4,500 (54,000)
第7段階	第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合	5,259 (63,108)	5,328 (63,936)	5,400 (64,800)
第8段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の場合	5,960 (71,520)	6,038 (72,456)	6,120 (73,440)
第9段階	第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	7,012 (84,144)	7,104 (85,248)	7,200 (86,400)

平成21年度の住民税が決定するまでの間は、介護保険料を仮に徴収します。

▶普通徴収の方:

納付書または口座振替で納める方

平成21年4月～6月の納付額は、平成20年度本算定時の年額保険料の1/12相当額となります。

(例)平成20年度が第3段階(年額27,720円)

であった場合

$27,720 \div 12 = 2,310$ 端数処理にて

1か月あたり 2,300円となります

▶特別徴収の方:

受給年金から差し引かれる方

平成21年4・6・8月は平成21年2月に年金から差し引かれた額と同額が差し引かれます。

ただし、平成21年2月に年金から介護保険料が差し引かれていない方は平成21年4月からは普通徴収となります。

保険料は忘れず納めましょう

介護保険料を納めないでいると次のような措置がとられます。

▶1年以上滞納すると…

費用の全額を一旦自己負担し、申請により後で保険給付(9割)が支払われます。

▶1年6か月以上滞納すると…

費用の全額を負担し、申請後も保険給付費の一部、または全部が差し止めとなったり、滞納保険料と差し引きされます。

▶2年以上滞納すると…

利用者負担が1割から3割に引き上げられます。

普通徴収の方は、口座振替が便利です!

保険料の納付には、納め忘れがない口座振替が便利です。

口座振替依頼書に必要事項を記入、押印し、利用金融機関に提出してください。